

楽天カード加盟店規約

第1条（加盟店）

1. 本規約を承認の上、楽天カード株式会社（以下「乙」という。）に加盟を申し込み、乙が審査の結果、加盟を承認した法人又は個人を加盟店（以下「甲」という。）という。
2. 甲は、本規約に基づきクレジットカード等（クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、その他決済手段として用いられるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）による販売（以下「信用販売等」という。）を行う店舗・施設を届け出て、乙の承認を得るものとし、乙が承認した店舗・施設（以下「カード取扱店」という。）以外では信用販売等を行わないものとする。
3. 甲は、カード取扱店内外の見やすいところに乙の定める加盟店標識を掲示するものとする。

第2条（信用販売等）

1. 甲は、次の各号で定めたクレジットカード等のうち乙が指定するクレジットカード等（以下「カード」という。）を交付又は付与されたカード会員（以下「会員」という。）がカードを提示又は通知して、商品・権利又はサービス・役務（以下これらを総称して「商品等」という。）の販売又は提供を求めた場合及び甲の営業に属する取引を求めた場合には、本規約に従い現金で取引を行う顧客と同様に信用販売等を行うものとする。
 - (1) 乙が発行するクレジットカード等
 - (2) 乙が加盟又は提携する法人であって、世界各国においてクレジットカード決済を行うことができる仕組みを提供する者（以下「国際ブランド会社」という。）に加盟している日本国内及び日本国外の会社（以下「カード会社」という。）が発行するクレジットカード等
 - (3) 乙と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカード等
2. 甲は、カード番号、会員氏名、有効期限の形式要件を満たし、カード裏面の会員署名欄に自署がされているカードを有効なカードとして取り扱うものとし、自署した会員以外の者には信用販売等を行わないものとする。ただし、カードについて、裏面に会員署名欄が存在しない場合その他各種カードの様式に従って甲において確認することができない事項がある場合には、当該事項についての確認は、不要とする。
3. 乙の提携関係又は加盟関係に変動が生じたときは、乙からの通知により信用販売等を行うカードの範囲も変動するものとする。
4. 本規約は、甲が店頭において行う信用販売等（以下「対面取引」という。）について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売等、店頭販売以外の態様の取引については、別途契約しなければならない。 5. 甲は、許認可が必要な旅行・酒類・米類等の商品を

信用販売等しようとする場合は、原則として事前にこれを証明する関連書類等を乙に提出し、乙の承認を得るものとする。また、甲が当該許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を乙に通知し、当該商品の信用販売等を行わないものとする。

第3条（信用販売等の種類）

1. 甲が行うことができる信用販売等の種類は、1回払い、2回払い、分割払い、リボルビング払い、ボーナス1回払い、ボーナス2回払い（以下ボーナス1回払いとボーナス2回払いをあわせて「ボーナス払い」という。）とする。
2. 甲が1回払い以外の信用販売等を行うには、乙所定の方法により申し込みを行い、乙が適当と認めたカード取扱店でのみ取扱うことができるものとする。
3. 甲は、1回払い以外の種類の信用販売等を行う場合には、乙又は日本国内の会社（外国法人の日本支社であってその旨の登記及び日本国内での営業の実態のある者を含む。）が発行するカードのうち、乙が指定するものについてのみ取り扱うものとし、日本国外の会社が発行するカードについては、1回払いのみとする。

第4条（信用販売等の方法）

1. 甲は、会員が対面取引においてカードを提示して商品等の販売又は提供を求めた場合、原則としてその全件について事前にCAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）等乙が認めたカードの有効性を確認する端末機（以下「端末機」という。）によりカードの有効性を確認し、乙が認める売上票に加盟店名・売上日付・金額・カード番号等所定の事項を記入の上、会員の署名又は会員本人による暗証番号の入力を求め、カード記載の署名と同一であること又は暗証番号が正しく入力されたことを確認し、写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の写真と同一であることもあわせて確認する等カード提示者がカード記載の本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認の上、信用販売等を行うものとする。この場合において、甲は、クレジットカード・セキュリティガイドライン（クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該ガイドラインに相当するものを含み、以下「ガイドライン」という。）であって、その時々における最新のものをいう。以下同じ。）に掲げられた措置を講じてこれを行うものとする。なお、甲は会員に対し、売上票に乙所定の項目以外の記載を求めてはならないものとする。
2. 乙が認めた場合、甲は、端末機によるカードの有効性確認に代えて、乙が適当と認めた方法でカードの有効性を確認することにより信用販売等を行うことができるものとする。

る。この場合、甲は全ての信用販売等につきその都度、乙に事前に連絡をして、承認番号を取得し、売上票に当該承認番号を記入するものとする。ただし、乙が特に認めた場合、乙が通知する金額以下の信用販売等については承認番号の取得を省略できるものとする。

3. 甲は、売上票の金額訂正、分割記載、取扱日付の不実記載等は行わないものとする。金額に誤りがある場合には、当該売上票を破棄して新たに第1項の手続きにより、売上票を作成しなおすものとする。
4. 甲は、2回払い、ボーナス払い・リボルビング払いを行う場合には、売上票所定欄にその旨を、分割払いを行う場合には分割払い回数及びボーナス併用の有無を、それぞれ表示の上、販売するものとする。ただし、リボルビング払い専用カードの提示があった場合は、「リボルビング払い」である旨の表示を省略できるものとする。
5. 甲は、1回払い以外の信用販売等を行う場合は、遅滞なく割賦販売法（昭和36年法律第159号）第30条の2の3 第4項に定める情報を会員に交付するものとする。ただし、信用販売等を行う際に会員から当該情報を記載した書面の交付を求められた場合には、遅滞なく当該書面を交付するものとする。

第5条（カード番号等の取扱いの制限）

1. 甲は、信用販売等の実施に必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等（割賦販売法第35条の16 第1項に定める「クレジットカード番号等」をいい、クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコードを指す。以下同じ。）を取り扱ってはならないものとする。
2. 甲は、現在及び将来にわたって、カード番号等を、信用販売等の健全な発達を阻害し、又は会員の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないことを表明し保証する。

第6条（禁止事項等）

1. 甲は、次の各号に定める商品については、信用販売等を行わないものとする。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約、その他法令等の定めに違反するもの及び違反するおそれがあるもの
 - (3) 第三者の著作権・肖像権・知的所有権等を侵害するもの
 - (4) 法定通貨として定められ流通している紙幣又は貨幣（ただし、記念貨幣など客観的に収集のためのものであることが明らかな紙幣又は貨幣を除く。）
 - (5) 商品券、印紙、切手、プリペイドカード、回数券、有価証券等容易に換金可能なもの
 - (6) その他、乙が不適当と判断したもの

2. 甲は、乙が承認した売上票以外で信用販売等を行わないものとする。また、売上票は、甲の責任において保管し、他に譲渡できないものとする。
3. 甲は、有効なカードを提示した会員に対し信用販売等の取扱いを拒絶したり、また、現金払いを要求したり、会員に対し現金客と異なる代金を請求する等会員の利益の保護に欠ける取扱いを行わないものとする。
4. 甲が売上票に記載できる金額は、当該売上代金（税金・送料を含む。）のみとし、立替金、過去の売掛金等を含めることはできないものとする。
5. 甲は、自ら又は甲の役員若しくは従業員等に対し、資金調達及び再販売を目的とした信用販売等は行わないものとする。
6. 甲は、商品等の販売又は提供をするに当たり、会員に現金を入手させるために、自ら商品等を買戻す旨を約し、若しくはキャッシュバック（代金の一部返還などの現金支払い）する旨を約して、又は第三者をしてこれらを約させて、商品等の販売又は提供をしてはならないものとする。

第7条（不審な取引の通報等）

1. 甲は、会員より提示されたカードについて、カード名義・提示者の性別・カード発行会社・カード番号等の事項の間に整合しないものがある場合、カードの提示方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のカードを提示した場合、乙があらかじめ通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合又は当該取引について日常の取引から判断して異常に大量な若しくは高価な商品等の購入の申込がある場合、換金を目的とした購入の疑いがある場合等カードの使用状況が明らかに不審と思われる場合には、当該会員に対して、カードによる信用販売等を行うことを一時的に停止し、直ちにカードによる信用販売等を行うことについて乙と協議し、乙の指示に従うものとする。一時に多数の顧客が来店し多数のカード提示があった場合には、特に注意を払うものとする。
2. 前項の場合、乙が甲に対して、当該取引におけるカードの使用状況の報告、カード及びカード発行会社の確認、カード番号とカードの会員氏名の確認、本人確認等の調査及びカード回収の依頼等を求めた場合は、甲はこれに応じるものとする。
3. 乙が会員からカード利用、販売行為に関する苦情を受けた場合等、乙が甲に対して調査を求めたときには、甲は直ちにこれに応じるものとする。

第8条（不正利用等発生時の対応）

1. 甲は、その行った信用販売等につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、甲の負担により、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならない。

2. 甲は、前項の場合には、直ちにその旨を乙に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告しなければならないものとする。

第9条（信用販売等の円滑な実施）

1. 甲は、信用販売等を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律等その他の関係法令（以下「法令等」という。）を遵守するものとする。
2. 甲は、信用販売等を行った場合、直ちに商品又はサービス等を会員に引渡し又は提供するものとする。ただし、売上票記載の売上日に引渡し又は提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとする。
3. 甲は、信用販売等に係る売上債権の立替払い等（第11条以下の規定に従って商品等の代金の相当額の支払いを受けることをいう。以下同じ。）の手続きを行った後に、会員が割賦販売法及び特定商取引に関する法律に定める信用販売等の申込の撤回又は信用販売等の解除を行った場合には、直ちに乙に対し当該信用販売等の取消の手続を行うものとする。
4. 甲は、商品又はサービス等を複数回にわたり引渡し又は提供する場合において、当該売上債権の立替払い等の手続を行った後に会員が当該信用販売等を解除したときは、直ちに乙に届出るとともに、当該会員と当該信用販売等の精算について協議し合意した精算方法を乙に連絡するものとする。
5. 甲は、商品又はサービス等を複数回にわたり引渡し又は提供する場合において、甲の事由により引渡し又は提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員及び乙へ連絡するものとする。
6. 甲は、信用販売等を行うにあたり国際ブランド会社が定める規則等（名称の如何を問わず、国際ブランド会社が制定する準則一般、指示、命令及び要請（国際ブランド会社の指示等に基づき乙が甲に対して行う指示等をも含むものとする。）をいう。）に準拠した取扱いを行うものとする。
7. 甲が、国際ブランド会社が定める規則等に準拠した取扱いを行うために要する費用は、甲の負担とする。
8. 甲は、国際ブランド会社が定める規則等に変更（新規の制定、廃止等を含む。）があった場合には、変更後の内容に従うものとし、そのために甲に生じる費用、損害、第三者に対する責任は、甲が負担するものとする。
9. 国際ブランド会社が甲側の事由に起因して、乙に対して違約金（名称の如何を問わず、国際ブランド会社が甲側の事由に起因して乙に対して支払を求める金銭を意味するもの

とする。) の支払を求めた場合には、甲は、乙の請求に応じて当該違約金の額と同額の金員を乙に支払うものとする。

第10条（信用販売等限度額）

1. 甲が同一会員に対し同一日、同一カード取扱店舗において信用販売等できる限度額（商品等代金額、その他諸費用、税金等を含んだ総額（累計額）を意味し、以下「信用販売等限度額」という。）は、乙が別に定める金額とする。
2. 甲は、信用販売等限度額を超えて信用販売等を行う場合、販売時点において売上票 記載の内容その他乙の指定する事項を乙に連絡して信用販売等の承認を求めるものとし、乙の承認を得た場合に限り、売上票の承認番号欄に当該承認番号を記入し、信用販売等をすることができるものとする。
3. 乙は、必要と認めた場合、信用販売等限度額及び前項の乙の指定する事項を随時変更することができるものとし、その場合には乙はその旨を甲に通知するものとする。

第11条（立替払い等の請求）

1. 甲は、乙所定の規格に対応した売上データを乙が定める締切日までに提出することにより商品等の代金を請求することができるものとする。また、売上票は、端末機の取扱規約等に基づき提出するものとする。
2. 甲は、乙が特に認めた場合は前項の方法に代えて、売上票を取りまとめ、締切日までに乙に提出することにより商品等の代金を請求することができるものとする。
3. 締切日当日が乙の休業日の場合は、前営業日となるものとする。

第12条（手数料）

1. 甲は、信用販売等を行った金額に乙が設定した手数料率を乗じた加盟店手数料を乙に支払うものとする。
2. 甲は、原則として乙所定の振込手数料及び事務連絡手数料（以下あわせて「事務手数料」という。）を支払うものとする。なお、乙が適当と認め書面で通知した場合には、乙は事務手数料の支払いを免除又は減額することがある。

第13条（立替払い等）

1. 乙の甲に対する商品等の売上債権の立替払い等は、甲から提出された売上データの到着日を基準とし、乙所定の締切日までに到着したものを締め切り、締切日に応じた支払日に、信用販売等の売上代金総額から前条の加盟店手数料及び事務手数料を差し引いた金額を甲指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。

2. 前項にかかわらずボーナス払いの場合、夏期又は冬期各々に応じた乙所定の支払月に、ボーナス払いによる信用販売等の売上代金総額から前条の加盟店手数料及び事務手数料を差し引いた金額を甲指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。
3. 前二項の支払日が金融機関の休業日の場合は、原則としてその翌営業日に支払うものとする。ただし、支払日が月末日で金融機関休業日のときは前営業日とする。 4. 甲は、信用販売等を行った日から 30 日以上経過した売上債権の立替払い等を拒否されても異議を申し立てないものとする。
4. 甲が本規約に違反した売上票を使用して乙に立替払い等の依頼をした場合、乙は当該立替払い等に係る金銭（以下「立替金等」という。）の支払いを拒絶することができるものとする。
5. 甲から提出された売上票の正当性に疑義があると乙が認めた場合には、甲は正当性を証明できる資料の提出等乙の調査に応じ、調査が完了するまでに乙は甲に対する当該立替金等の支払いを保留できるものとする。また、乙は当該立替払金を次回以降の甲に対する支払金と相殺することもできるものとする。

第 14 条（信用販売等の取り消し及び解約等）

1. 甲が信用販売等の取り消し又は解約等を行う場合には、当該信用販売等に係る売上票に記載された信用販売等額と同額を記載した取消伝票（以下「取消伝票」という。）に乙所定の事項を記載して、乙に提出するものとする。
2. 前項の取消伝票にかかる立替金等が既に乙から甲に支払い済みの場合、甲は、乙から請求が有り次第直ちに当該立替金等を返還するものとする。また、乙は当該立替金等を次回以降の甲に対する立替金等と相殺することもできるものとする。

第 15 条（商品等の所有権移転）

1. 甲が会員にクレジットカードを利用した信用販売等を行った場合には、当該商品等の所有権は、乙が甲に立替払い等を行ったときに、甲から乙に移転するものとする。ただし、当該売上が取り消され、甲から当該売上の立替金等が返還された場合は、当該商品等の所有権は甲に復帰するものとする。
2. 甲は、乙に留保された所有権を侵害する行為を行わないものとする。

第 16 条（会員との紛議）

1. 甲は、信用販売等の勧誘方法、広告方法、信用販売等した商品等の引渡し・提供方法、瑕疵・故障等により会員から苦情、相談を受けた場合又は会員との間において紛議が生じた場合（以下これらを総称して「紛議等」という。）、甲の費用と責任を持って対処し解決にあたるものとする。

2. 前項により、会員が乙又はカード発行会社に対する支払いを拒否した場合、当該立替金等の甲に対する支払いは次のとおりとする。
 - (1) 当該立替金等を甲に支払い前の場合、乙は、その支払いを留保するものとする。なお、留保した立替金等に対する遅延損害金は発生しないものとする。
 - (2) 当該立替金等が支払い済みの場合、甲は乙から請求が有り次第直ちに当該立替金等を返還するものとする。また、乙は当該立替金等を次回以降の甲に対する立替金等と相殺することもできるものとする。
 - (3) 第1号により支払を留保し又は第2号により立替金の返金を受け若しくは相殺をした場合であって、前項の紛議等が解消したときには当該紛議等が解決した旨の通知を受けてから相当期間内に、乙は甲に対して当該立替金等を支払うものとする。この場合立替金を支払うまで（第2号の場合には立替金の返金を受け又は相殺をした後立替金を支払うまで）の間の遅延損害金は生じないものとする。
3. 乙から紛失・盗難・第三者利用等の理由によりカードの回収を依頼された場合、甲はカードの回収に応じるものとする。なお、カードの回収について後日会員と紛議が生じた場合には、乙が責任を持って解決するものとする。

第17条（支払停止の抗弁）

1. 会員が、甲のクレジットカードを利用した信用販売等による代金の支払いにつき、割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を主張したときは、甲は直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとする。
2. 前項に該当する場合、当該立替金等の甲に対する支払いは、前条に定めるとおりとする。

第18条（立替金等の支払いの留保又は取消）

1. 乙は、甲が行った信用販売等について次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、立替金等の支払いを留保すること又は取り消すことができるものとする。なお、留保した立替金等に対する遅延損害金は発生しないものとする。
 - (1) 売上票が正当なものでないとき又は売上票の記載内容に不備不実があるとき
 - (2) 信用販売等を行った日から30日以上（ボーナス一括払の場合は取扱期間を終了後5日以上）経過して売上データが乙に到着したとき
 - (3) 本規約に違反して信用販売等を行ったとき
 - (4) 会員との紛議等又は支払い停止の抗弁事由が、紛議が生じた日又は会員が抗弁を申し立てた日から30日以上経過しても解消しないとき
 - (5) 甲の事情により会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき
 - (6) 甲に本規約にて定める契約の解除事由が生じた場合

- (7) その他甲が本規約に違反したとき
2. 乙は前項により、立替金等の支払いを取り消した信用販売等の立替金等については、立替払い等を行わないものとする。また、当該立替金等を既に甲に支払い済みの場合は、甲は、乙から請求が有り次第直ちに当該立替金等を返還するものとする。また、乙は当該立替金等を次回以降の甲に対する支払金と相殺することもできるものとする。
 3. 乙は、第1項により、立替金等の支払いを留保した信用販売等の立替金等については、当該事由が解決するまで立替払い等を行わないものとする。

第19条（相殺）

甲が、乙のカード会員としてカード利用代金の支払期限が到来している等、乙に対する債務を履行すべき場合には、乙は、乙の有する債権と本規約に係る契約（以下「本契約」という。）に基づく一切の債務とを対当額をもつていつでも相殺することができるものとする。

第20条（遅延損害金）

甲は、乙に対して支払うべき債務の弁済を怠った場合は、支払うべき日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第21条（損害賠償）

甲が本契約に違反したことによりして乙に損害を生じさせた場合には、甲は、乙に対し、当該損害を賠償するものとする。

第22条（不正利用被害の負担）

1. 甲は、対面取引において提示されたクレジットカードがICカード又はICカードの磁気データが不正に複写された磁気カードであるにもかかわらず第4条第1項第2文によることなく信用販売等を行った場合において、当該信用販売等で提示されたクレジットカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、乙は、甲に対し、当該信用販売等に係る立替金等の支払を拒み又は支払済みの当該金員の返還を請求することができるものとする。
2. 乙が甲に対して別途書面又はこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、甲がクレジットカード提示者とクレジットカード名義人との同一性の確認をガイドラインに定められたところによることなく対面取引に係る信用販売等を行ったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって第4条第1項第2文によることなく信用販売等を行った場合とはみなさないものとする。
3. 第1項の規定は、乙の甲に対する損害賠償請求又はその範囲を制限するものと解してはならないものとする。

第 23 条（地位及び債権の譲渡等）

1. 甲は本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
2. 甲は、甲の乙に対する債権を第三者に譲渡、質入等できないものとする。

第 24 条（商標等の使用）

甲は、本規約に基づく信用販売等に係る取引の拡大のための販促活動において、その出版物、販促物等に乙又は乙の指定する商号・商標・サービスマーク等を使用する場合は、乙に事前の承諾を得なければならないものとする。

第 25 条（個人情報、機密情報の保護、管理）

1. 甲は、本規約に基づく信用販売等を行う上で知り得た会員に関する個人情報、カード番号等及び手数料率を含む乙の営業上その他の機密情報（以下これらを「秘密情報」という。）を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、乙の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示、漏えい又は滅失、毀損してはならないものとする。
2. 甲及び甲から業務の委託を受けた第三者は、秘密情報を信用販売等以外の目的で使用してはならないものとする。
3. 甲は、秘密情報を第三者に閲覧、改ざん、窃取、破壊されることのないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規程の整備及び従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な措置を講じて保管、管理するものとする。
4. 甲は、甲又は甲から業務委託を受けた第三者から秘密情報が漏えい、滅失、毀損等が発生した場合には、直ちに乙にその旨連絡するものとする。
5. 前項の場合、甲は自らの責任及び負担において漏えい等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとする。なお、この場合、乙は事故の原因究明を調査する機関等を選定できるものとし、甲は乙が選定した調査機関等による調査に応じるものとする。
6. 甲は、前項の調査の結果が判明した後、直ちに再発防止策を策定し、それを実施するものとする。なお、甲は、再発防止策の策定後及び実施後直ちに乙に書面でその内容を通知するものとする。
7. 第 4 項により秘密情報が漏えい、滅失、毀損等した結果、会員、乙、カード会社等又は他の第三者に損害が生じたときは、甲は当該損害につき賠償する義務を負うものとする。

第 26 条（カード番号等の適切な管理）

1. 甲は、前条に加え、対面取引に係るカード番号等につき、割賦販売法に従いその適切な管理のために必要な措置を講じなければならず、かつその漏えい、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとする。
2. 甲は、対面取引に係るカード番号等の適切な管理のため、ガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならないものとする。
3. 甲が前項の規定により、対面取引に係るカード番号等の適切な管理のために講じるガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様（甲が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じるガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様を含む。）は、別紙 1 記載のとおりとする。
4. 前項の規定にかかわらず、乙は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置がガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他対面取引に係るカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、甲はこれに応じるものとする。

第 27 条（カード番号等漏えい時の対応）

1. 甲又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には、甲は、第 25 条第 4 項の措置に代えて、自らの責任及び負担において遅滞なく次の各号の措置をとらなければならないものとする。
 - (1) 漏えい、滅失又は毀損の有無を調査すること
 - (2) 前号の調査の結果、漏えい、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏えい、滅失又は毀損の対象となったカード番号等の特定を含む。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること
 - (4) 漏えい、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること
2. 前項柱書の場合であって、漏えい、滅失又は毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、甲は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。
3. 甲は、第 1 項柱書の場合には、直ちにその旨を乙に対して報告すると共に、遅滞なく、第 1 項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号及び第 2 号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法

- (2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって乙が求める事項
4. 甲又は受託者の保有するカード番号等が漏えい、滅失又は毀損した場合であって、甲が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、乙は、事前に甲の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい、滅失又は毀損したカード番号等に係る会員に対して通知することができるものとする。

第28条（是正改善計画の策定と実施）

- 1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、甲に対し、期間を定めて当該事案のは正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、甲はこれに応じるものとする。
 - (1) 甲が第26条第2項、第4項若しくは次条第4項の義務を履行せず、又は受託者が次条第4項第2号若しくは同項第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき
 - (2) 甲又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合であって、第27条第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき
 - (3) 甲が第4条第1項に違反し又はそのおそれがあるとき
 - (4) 甲が行った信用販売等について不正利用が行われた場合であって、第8条の義務を相当期間内に履行しないとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、甲の信用販売等に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、乙に対し、甲についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき
- 2. 乙は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、甲が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案のは正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、甲と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、甲はこれに応じるものとする。

第29条（業務の委託）

- 1. 甲は、乙の書面による承諾なく本規約に基づく信用販売等に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとする。
- 2. 甲は、乙が業務委託を承諾した場合においても、充分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するものとする。この場合、甲は、業務委託先が委託された情報を第

三者に漏えいする様がないように、業務委託先が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規程の整備及び従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な措置を講じるように指導、監督するものとし、本規約に定める全ての義務及び責任を免れないものとする。また、業務委託先が、委託業務に関連して乙に損害を与えた場合、甲は当該業務委託先と連帶して乙の損害を賠償するものとする。

3. 甲は、乙が本規約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託することに同意するものとする。なお、この場合、乙は、その委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。
4. カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、甲は、次の各号の基準に従わなければならぬものとする。
 - (1) カード番号等取扱いの委託先が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること
 - (2) 委託先に対して、第 26 条第 1 項及び第 2 項の義務と同等の義務を負担させること
 - (3) 委託先が第 26 条第 3 項で定めた具体的方法及び態様によるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、第 26 条第 4 項に準じて甲から委託先に対して変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること
 - (4) 委託先におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、委託先に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと
 - (5) 委託先があらかじめ甲の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること
 - (6) 委託先が甲から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、第 27 条各項に準じて、委託先は直ちに甲に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を甲に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること
 - (7) 甲が委託先に対し、カード番号等の取扱いに関し第 35 条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること
 - (8) 委託先がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、甲は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること

第 30 条（届出事項の変更）

1. 甲は、本契約締結後、次の各号につき変更が生じたときには、その旨及び変更後の当該各号に掲げる事項を乙所定の方法により遅滞なく乙に届け出なければならないものとす

る。甲が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第2項に定める者であって、新たに法人番号の指定を受けた場合における当該指定を受けた法人番号も同様とする。

- (1) 甲の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - (2) 甲が法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合には、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名及び生年月日
 - (3) 甲の取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
 - (4) 前各号に掲げるもののほか加盟店申込書に記載した事項及び取扱店舗
2. 甲は、前項の届出及び承認がないために、乙からの通知又は送付書類、振込金その他が延着又は不送達となつても、通常到達すべきときに到達したものとみなされることに異議ないものとする。
 3. 甲は、第26条第3項の具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、あらかじめ乙と協議しなければならないものとする。
 4. 乙は、甲に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求める能够なものとする。

第31条（情報の収集、利用等）

1. 甲及びその代表者又は乙に加盟店契約の申し込みをした個人・法人及びその代表者（以下これらを総称して「甲等」という。）は、加盟店申込時における審査、加盟店契約締結後の加盟店調査、本契約上の義務の履行状況及び取引管理・適性についての再審査のため、乙が、保護措置を講じた上、次の各号の情報を取得・保有・利用することに同意する。
 - (1) 加盟申込時又は加盟後に届け出た甲の名称、店舗所在地、電話番号等
 - (2) 加盟申込時又は加盟後に届け出た代表者の氏名、生年月日、住所等の個人情報
 - (3) 本規約に基づく取引情報
 - (4) 甲の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - (5) 乙が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - (6) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - (7) 甲の事業活動に関し行政機関、消費者団体、報道機関等が公表した事実とその内容及び当該内容について乙が調査した内容
 - (8) 乙が加盟を認めなかった場合、その事実及び理由
 - (9) 割賦販売法第35条の3の5及び割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項

- (10) 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イ又は同3号の規定による調査を行った事実及び事項
- (11) 個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
- (12) 会員から乙又はカード会社に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、乙又はカード会社が会員、及びその他の関係者から調査収集した情報
- (13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）及び当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集及び加盟店会員に対する当該情報の提供を業とするものであり本規約末尾に記載のとおりとする。）等及び加盟店信用情報機関の加盟店会員が調査収集した情報
- (14) 加盟店信用情報機関から提供を受けた倒産情報等
- (15) インターネット、官報、電話帳、紳士録等その他公開情報から入手した情報
2. 甲等は、乙が次の各号の目的のために前項第1号から第3号の情報を利用することに同意するものとする。
- (1) 乙のクレジットカード等関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - (2) 乙のクレジットカード等関連事業における市場調査・商品開発（取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告に利用することを含む。）
 - (3) 乙のクレジットカード等関連事業における宣伝物・印刷物・メールの送付等の営業案内
 - (4) 第三者（提供する旨の同意を得た提供先に限る。ただし次項の共同利用者を含む。）への提供（取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供することを含む。）。
3. 甲等は、乙が、以下に定める共同利用者との間で、次の目的で第1項の情報（以下「加盟店契約情報」という。）を共同して利用することに同意する。なお、加盟店契約情報の管理について責任を有する者は、乙（代表者：穂坂雅之）とする。
- （共同利用者）
楽天グループ株式会社並びにその子会社及び関連会社
（利用目的）
(1) 共同利用者のインターネットを利用したサービスに関する、宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため
(2) 共同利用者のインターネット付随サービス業に関する、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査・商品開発、及び宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため

4. 甲は、乙が、第三者（楽天グループ及び乙と契約を締結した提携会社。）から受託した甲等の個人情報を、次の目的で乙が管理する加盟店契約情報と突合・分析して利用することに同意するものとする。
(利用目的)
 - (1) 甲等に関する広告識別子等の個人情報を第三者より受託し、乙が管理する広告識別子及びその他の加盟店契約情報と突合・分析することで、より甲等にカスタマイズした広告配信を行うため
 - (2) 第三者から受託した甲等の個人情報を乙が管理する加盟店契約情報と突合・分析し、当該第三者によるマーケティングやサービス改善・開発等の目的のために、甲等を特定できないような形式の情報に加工したうえで、当該第三者に提供するため
5. 甲等は、乙が、乙が管理する加盟店契約情報を、甲等に対しよりカスタマイズした広告配信の依頼を行う目的で、第三者（乙と契約を締結した広告配信サービスを提供する提携会社（楽天グループを含む。）。）に提供し、当該第三者が管理する広告識別子及びその他の個人情報と突合・分析することに同意するものとする。

第32条（加盟店信用情報機関の利用及び登録）

1. 甲等は、前条第1項各号に掲げる情報のうち個人情報を、乙又はカード会社がそれぞれ利用、登録する加盟店信用情報機関に対して提供すること、及び加盟店信用情報機関において次の各号の目的で利用されることについて次のとおり同意する。
 - (1) 加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のために、乙又はカード会社が加盟する加盟店信用情報機関に照会し、甲等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること
 - (2) 加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報（以下「登録加盟店情報」という。）が、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のためにこれを利用すること
 - (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理、並びに登録加盟店情報の正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること
2. 甲の代表者は、他の経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関の登録加盟店情報のうち個人情報が登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項第2号の目的で共同利用することに同意する。
3. 甲等は、登録加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、前二項と同様に取扱うことに同意する。
4. 乙が加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾又は前条第1項記載のホームページに記載のとおりとす

る。なお、乙が新たに加盟店信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、又は前条第1項記載のホームページに記載するものとする。

第33条（登録加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 甲等は、乙及び加盟店信用情報機関に、それぞれが保有する甲等自身に関する情報を次の各号に定める区分に応じ、開示するよう請求することができるものとする。
 - (1) 乙に対する開示請求先： (092) 303-5535 (平日 9:30-17:30)
 - (2) 加盟店信用情報機関に対する開示請求：末尾記載の加盟店信用情報機関
2. 万一、加盟店信用情報機関が保有する甲等に関する情報の内容が事実でないことが判明した場合、乙は速やかに訂正・削除等の措置を取るものとする。なお、加盟店信用情報機関に登録されている内容が事実でないことが判明した場合には、直接加盟店信用情報機関に問い合わせるものとする。

第34条（加盟店調査）

1. 乙は、甲に対して加盟店信用情報機関を利用する方法のほか、乙の所定の方法（乙に届出された甲の代表者が乙の会員である場合における当該会員の会員資格の確認を含む。）により定期・不定期の加盟店調査を行うものとする。
2. 前項の調査を行うにあたり、乙が甲に対して調査資料の提出、甲が行った販売・勧誘行為の内容又は苦情となるような勧誘・販売行為の防止の体制及び苦情処理体制に関する確認等を求める場合には、甲はこれに応じるものとする。

第35条（調査）

1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、乙は、自ら又は乙が適当と認めて選定した者により、甲に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、甲はこれに応じるものとする。
 - (1) 甲又は受託者においてカード番号等が漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じたとき
 - (2) 甲が行った信用販売等について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき
 - (3) 甲が第4条第1項、第5条、第8条、第26条から第28条、第29条第4項または第30条第1項、第3項若しくは第4項のいずれかに違反しているおそれがあるとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、甲の信用販売等に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、乙が割賦販売法に基づき甲に対する調査を実施する必要があると認めたとき
2. 前項の調査は、その必要に応じて次の各号の方法によって行うことができるものとする。
 - (1) 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法

- (2) カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する甲の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
 - (3) 甲若しくは受託者又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 甲又は受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとする。
 4. 乙は、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを甲に対して請求することができる。ただし、第1項第1号に基づく調査については、甲が第27条第1項第1号及び同項第2号に定める調査並びに同条第3項第1号及び同項第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、甲が第8条第1項に定める調査及び第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではない。

第36条（報告、協力及び指導）

1. 甲は、乙が甲に対して、甲の経営状況・業務内容、会員のカードの利用状況、信用販売等の内容等乙が必要と認めた事項に関して調査、報告を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとする。
2. 甲は、盜難・紛失、偽造・変造されたカード又はカードの不正使用が発生し、乙が甲に対し所管の警察署への被害届提出を要請した場合、これに応じるものとする。
3. 甲は、乙がカードの不正使用防止について協力を求めた場合、これに応じるものとする。

第37条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、甲又は乙が期間満了1ヶ月前までに書面をもって本契約を更新しない旨の通知をしないときは、本契約は更に1年間更新し、以後はこの例によるものとする。

第38条（解約）

前条の規定にかかわらず、甲又は乙は、書面により3ヶ月前までに相手方に予告することにより本契約を解約できるものとする。

第39条（契約の解除）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当するときは、乙は甲に対し催告することなく直ちに本契約を解除できるものとする。なお、この場合、乙に損害が生じた場合は本契約終了後といえども、甲は当該損害を賠償するものとする。
 - (1) 乙に提出した書類又は届出内容に虚偽の事項があったとき
 - (2) 第三者の債権を買い取って又は他の者に代わって乙に立替払い等を請求したとき
 - (3) 乙からの返還請求に応じなかったとき
 - (4) 本規約に違反したとき
 - (5) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は支払い停止になったとき
 - (6) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て若しくはその命令又は滞納処分を受けたとき
 - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続き開始の申立てを受けたとき又は私的整理、合併によらず解散若しくは営業の廃止をしたとき
 - (8) 甲の信用状態に重大な変化が生じたと乙が判断したとき
 - (9) 甲が、行政又は司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受ける等乙が本契約の解除が相当と判断したとき
 - (10) 監督官庁から営業の停止又は取消の処分を受けたとき
 - (11) 甲の業態又は営業が公序良俗に反すると乙が判断したとき
 - (12) 他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて、信用販売等に係る制度を悪用していると乙が判断したとき
 - (13) 加盟店調査の結果加盟店として不適当と乙が判断したとき
 - (14) 甲又はその代表者が、乙とその他の契約において、当該契約に基づく乙に対する債務の履行を遅滞又は期限の利益を喪失したとき
 - (15) 乙への届出を怠り、乙から送付した書類が返戻になる又は乙に届け出た電話番号へ繋がらない等の理由により乙が甲に連絡することができないとき
2. 前項に基づく契約の解除は、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げるものではないものとする。

第40条（信用販売等の停止）

甲が次の各号に該当する場合、乙は本契約に基づく信用販売等を一時的に停止することができ、甲は乙が停止の解除を認めるまでの間、信用販売等を行うことができないものとする。

- (1) 甲（甲の業務委託先を含む。）による秘密情報の目的外利用が発生した疑いがあると認められた場合
- (2) 甲（甲の業務委託先を含む。）が秘密情報を漏えい、滅失、毀損等をした場合又はその疑いがあると認めた場合

- (3) 甲においてカードの不正使用が発生した場合、又は発生する疑いがあると乙が判断した場合
- (4) 乙が他のカード会社等より、甲における信用販売等に関し、クレジットカード等の不正使用が発生した、又は発生した疑いがある旨の通知を受領した場合
- (5) 甲が前条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると乙が認めた場合

第41条（契約終了後の対応）

- 1. 本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた信用販売等は有効とし、乙及び甲は当該信用販売等を本契約に従い取扱うものとする。ただし、甲及び乙間で別途合意がある場合はこの限りではない。
- 2. 乙が第39条により本契約を解除した場合、乙は、会員から当該売上債権の支払いを受けたまでは、甲に対する立替金等の支払いを留保することができるものとする。また、甲から商品の引き渡し、サービスの提供がなされなかったことに起因して、会員が支払いを拒絶した場合には、立替金等の支払いを拒絶することができるものとし、既に支払済みの場合には、甲は、当該立替金等を返還するものとする。
- 3. 甲は、本契約が終了した場合には、直ちに甲の負担と責任において、甲が掲載している全ての乙所定の加盟店標識等を取り外すとともに、乙より交付された売上集計票等の販売関係書類や販売用具等を速やかに乙に返還するものとする。

第42条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 1. 甲及び乙は、甲、乙及び自己の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（関係会社の役員、従業員を含む。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
 - (8) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、甲、乙及び自己の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（関係会社の役員、従業員を含む。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- (1) 前項各号に該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 甲及び乙は、相手方が前三項に定める事項に反すると判断した場合は、相手方に対して当該事項に関する報告を求めることができるものとする。なお、この場合報告を求められた当事者は、報告を求められた日から1週間以内に報告書を提出しなければならないものとする。
5. 乙は、甲が第1項から第3項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく信用販売等を一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、甲は、乙が取引再開を認めるまでの間、信用販売等を行うことができないものとする。

6. 甲及び乙は、相手方が第1項から第3項の規定に違反していることが判明した場合、又は第1項の規定に基づく確約に関する虚偽の申告をしたことが判明し、信用販売等を継続することが不適切であると判断した場合、直ちに本契約を解除でき、解除された当事者は解除した当事者に対する一切の未払債務を直ちに支払い、解除した当事者に生じた損害を賠償するものとする。
7. 前項の規定により本契約を解除した場合でも、解除した当事者に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本規約の各条項が適用されるものとする。

第43条（表明保証）

1. 本契約の申込みをする法人、個人及び団体（以下「加盟申込店」という。）は、乙に対して、当該申込みをする時点において、次の各号のいずれも真実であることを表明し保証する。
 - (1) 対面取引を行おうとする場合にあっては、第4条第1項、第8条、第26条から第28条及び第29条第4項を遵守するための体制を構築済であること
 - (2) カード番号等を信用販売等の健全な発達を阻害し、又は会員の利益の保護に欠ける方法により取り扱ってはならないこと
 - (3) 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと及び直近5年間に当該行為を理由として同法による処分を受けたことがないこと
 - (4) 消費者契約法に基づき消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと及び直近5年間に民事訴訟において当該行為を理由とする敗訴判決を受けたことがないこと
 - (5) 特定商取引に関する法律第41条に定める「特定継続的役務提供」を取り扱っていないこと
2. 加盟申込店及び甲は、前項で表明保証した内容が真実に反すること、若しくはそのおそれがあることが判明した場合、本契約の成立前後を問わず、乙に対して、直ちにその旨を申告するものとする。

第44条（準拠法）

甲と乙との諸契約に関する準拠法は全て日本法とする。

第45条（合意管轄裁判所）

甲は、乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、乙の本社所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第46条（本規約の変更）

1. 乙において、金融情勢の変動等により必要があると認めた場合は、加盟店手数料、事務手数料及び立替払い等の時期を変更できるものとする。
2. 乙は、甲に通知又は乙のホームページ上であらかじめ告知をすることにより、本規約を変更することができるものとする。

■乙が加盟する加盟店信用情報機関

名称：一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
住所：〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル電話番号：03-5643-0011（代表）
受付時間：月～金曜日 午前10時～午後5時（年末年始等を除く。）

(1) 共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、乙がJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とする。

(2) 共同利用する情報の内容

- ① 個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ② 個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
- ③ クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由
- ④ クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由

- ⑤ 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- ⑥ 利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）
- ⑦ 加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- ⑧ 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報
- ⑨ 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑩ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

(3)保有される期間

上記(2)の情報は、登録日（③及び⑦にあっては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有される。

(4)加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター

※JDM会員は、協会のホームページに掲載。<https://www.j-credit.or.jp/>

(5)制度に関する問合わせ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関する問合わせ及び開示の手続きについては、下記(6)JDMセンターまで申し出るものとする。

(6)運用責任者

・一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）

住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル

代表理事：松井 哲夫

電話番号：03-5643-0011（代表）

別紙1（対面加盟店におけるカード番号等の適切管理措置）

本規約第26条第3項の措置は、次に掲げるうちのいずれかであって乙が指定したもの又は甲が希望するものであって乙が承認したものとする。

- (1) 決済専用端末（CCT）連動型、ASP/クラウド接続型、IC 対応した決済専用端末のみを使用し直接外部の情報処理センター等に伝送する方式、その他の甲が自ら保有する機器・ネットワークにおいてカード番号等を保存・処理・通過させない（以下「非保持」という。）仕組みを実現するものとして、実行計画に掲げられた措置（以下「非保持化措置」という。）
- (2) PCIP2PE（PCI Point to Point Encryption）認定ソリューションの導入、セキュリティ対策協議会が定める技術要件に適合するセキュリティ基準11項目の準拠、その他の実行計画において非保持と同等又は相当と認められた措置（以下「準非保持化措置」という。）
- (3) 甲自身において、PCIDSS（Payment Card Industry Data Security Standard）に準拠すること
- (4) ガイドラインに定められた非保持化措置、準非保持化措置又はガイドラインに定められたカード番号を保持する場合に採用すべき措置と同等の措置として乙が特に認めたもの